日本証券業協会
JSDA Japan Securities Dealers Association

取引所外売買における売買停止の運用見直しに係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正等について（案）

平成 30 年 2 月 21 日
日 本 証 券 業 協 会

Ⅰ．改正等の趣旨

我が国株式市場は取引所金融商品市場と取引所金融商品市場外における取引により構成されているが、市場全体の公正性及び透明性を確保し投資者保護を図る観点からは、投資判断に重大な影響を与えるおそれのある情報が生じその内容が不明確である場合等には、取引所金融商品市場外においても適切に売買停止措置等が講じられる必要がある。

平成 28 年 12 月 22 日に「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告～国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について～」が取りまとめられたが、そのなかでも、「取引所、PTS 等の関係者において所要の態勢整備を行うとともに、売買停止等に至るまでの判断や連携の手順等について具体的に検討が進められるべきである。」とされている。

これを受け、本協会「取引所外売買等に関するワーキング・グループ」では、取引所外売買に関し、認可会員による売買停止措置の適切性の確保、協会員の売買停止措置に係る適切な態勢整備の明確化及び本協会の売買停止措置のあり方等について検討を行った。

今般、その検討結果等を踏まえ、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正等を行うこととする。

Ⅱ．改正等の骨子

1. 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正

(1) 平成 14 年 12 月 27 日付「証券会社の事故処理のための取引に係る本協会規則の適用関係について」（日証協（規審）14 第 327 号・（市エ）14 第 86 号）の内容について規則において明文化し、協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、顧客から受託した上場株券等の売買に関し、未確認売買等の不適切行為があった場合であって、当該行為に係る当該上場株券等の売買を解消し、又は顧客注文の本旨に従った履行をするために、顧客の同意を得て顧客口座と事故処理のための口座との間で行うものについては、この規則を適用しないものとする。（第４条第４項）

(2) 協会員は、金融商品取引所が、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で当該情報の内容が不明確である場合等として上場株券等の売買を停止する予定であること又は停止していることを知ったときは、当該金融商品取引所により売買が再開されるまでの間、当該上場株券等の取引所外売買等を成立させてはならないものとする。（第６条）

(3) 協会員は、上場株券等の取引所外売買等（認可会員が行う認可業務によるものを除く。以下（4）から（5）において同じ。）を行おうとする場合には、金融商品取引所による上場株券等の売買の停止に関する情報等の有無を確認できる態勢を整備しなければならないものとする。（第６条の２第１項）

(4) 協会員は、取引所取引時間外に、上場株券等又はその発行者に関し投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報を知った場合に、直ちに金融商品取引所による当該上場株券等の取引開始時までの間、当該上場株券等の取引所外売買等を成立させないための態勢を整備しなければならないものとする。（第６条の２第２項）

(5) 会員が、自らの海外関連会社との間で、当該会員又は当該海外関連会社がその顧客との間で行った上場株券等のポジション移管を目的とする取引所外売買を行おうとする場合には、金融商品取引所による売買の停止等に関わらず、これを行うことができるものとする。（第６条の３）

(6) 認可会員は、認可業務を取り扱う時間内において、金融商品取引所による上場株券等の売買の停止に関する情報の有無を確認できる態勢を整備しなければならないものとする。（第６条の４第１項）

(7) 認可会員は、上場株券等又はその発行者等に関し投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報であってその内容が不明確である場合等において、認可業務による当該上場株券等の取引所外売買を適切に停止する措置を講じるために必要な態勢を整備しなければならないものとする。（第６条の４第２項）

(8) 認可会員は、認可業務による上場株券等の取引所外売買を停止する場合には、当該上場株券等の銘柄名及び売買を停止する期間等について、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により、直ちに公表しなければならないものとする。（第６条の４第３項）

(9) 認可会員は、認可業務による上場株券等の取引所外売買を停止した場合には、当該上場株券等の銘柄名及び売買を停止した期間等について、遅滞なく本協会に報告しなければならない。（第６条の４第４項）

(10) 本協会は、金融商品取引所が上場株券等について売買の停止その他の措置をとった場合において、当該上場株券等の取引所外売買を停止する措置を講じないものとする。（第６条の５）

(11) 認可会員は、認可業務による上場株券等の取引所外売買の申込みに係る価格等及び売買価格等の情報を、直ちに当該認可業務における全ての参加会員に対し通知しなければならないものとする。（第 17 条の４）

(12) その他所要の規定の整備を図るものとする。

2. 「『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則」の一部改正

○ 上記 1. を踏まえ、所要の整備を図るものとする。

日本証券業協会
JSDA Japan Securities Dealers Association

Ⅲ．施行等の時期

この改正は、平成 30 年７月１日から施行する。

以　上

パブリックコメントの募集スケジュール等

（１）　募集期間及び提出方法

①　募集期間：平成 30 年２月 21 日（水）から平成 30 年３月 22 日（木）17:00 まで（必着）

②　提出方法：郵送又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵送の場合：〒103－0025　東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
日本証券業協会　エクイティ市場部　宛

専用フォームの場合：https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=13

（２）　意見の記入要領

次の事項のご記入のうえ、ご意見をご提出ください。

①　氏名

②　連絡先（電子メールアドレス、電話番号）

③　会社名（法人又は団体としてご意見を提出される場合、その名称をご記入ください。）

④　意見の該当箇所

⑤　意見

⑥　理由

（注）本規則改正案の参考資料として、上場株券等の取引所外売買の停止及びそのために必要な態勢整備を行うにあたって留意すべき事項を取りまとめた「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則における取引所外売買の停止に関するガイドライン（案）」を添付しておりますのでご参照ください（ガイドライン案は、パブリックコメントの募集の対象ではありません。）。

○　本件に関するお問合せ先：

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部　（03-3667-8481）

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 30 年 2 月 21 日

（下線部分変更）

改　正　案	現　行
（定義） **第２条**　（　現行どおり　） １～４　（　現行どおり　） ５　認可会員　上場株券等の私設取引システム運営業務（金融商品取引業等に関する内閣府令　（以下「金商業等府令」という。）第１条第４項第９号に規定する私設取引システム運営業務をいう。以下同じ。）の認可を受けた会員をいう。 ６～８　（　現行どおり　） ９　参加会員　認可会員が行う認可業務により執行される顧客の注文を認可会員に取り次ぐことのできる会員をいう。	**（定義）** **第２条**　（　省　略　） １～４　（　省　略　） ５　認可会員　上場株券等の私設取引システム運営業務（金融商品取引業等に関する内閣府令第１条第４項第９号に規定する私設取引システム運営業務をいう。以下同じ。）の認可を受けた会員をいう。 ６～８　（　省　略　） （　新　設　）
（適用除外） **第４条**　（　現行どおり　） **２・３**　（　現行どおり　） **４**　協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、顧客から受託した上場株券等の売買に関し金商業等府令第 118 条第１号イからホまでに掲げる行為があった場合であって、当該行為に係る当該上場株券等の売買を解消し、又は顧客注文の本旨に従った履行をするために、顧客の同意を得て顧客口座と事故処理のための口座との間で行うものについては、この規則を適用しないものとする。	**（適用除外）** **第４条**　（　省　略　） **２・３**　（　省　略　） （　新　設　）
（協会員による売買の禁止等） **第６条**　上場株券等が上場されている取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が、当該上場株券等又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で当該情報の内容が不明確である場合又は当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合として当該上場株券等の売買を停止する予定であること又は停止していることを知ったときは、当該金融商品取引所により当該	（　新　設　）

改　正　案	現　行
上場株券等の売買が再開されるまでの間（当該金融商品取引所が当該上場株券等の売買を停止した日の取引所取引時間（取引所金融商品市場における取引時間をいう。以下同じ。）内に売買を再開しない場合には、翌日（当該金融商品取引所が定める休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の取引開始時までの間）、当該上場株券等につき、会員においては当該会員が行う取引所外売買を成立させてはならず、協会員においては当該協会員が媒介等を行う取引所外売買を成立させてはならない。	
（認可会員以外の協会員による取引所外売買を成立させないための管理態勢整備） **第６条の２**　協会員は、取引所外売買又は媒介等（認可会員が認可業務により行うものを除く。以下この条において同じ。）による取引所外売買を行おうとする場合には、次の各号に掲げる情報の有無を確認できる態勢を整備しなければならない。ただし、第２号及び第３号に掲げる情報については、取引所取引時間外に取引所外売買又は媒介等による取引所外売買を行おうとする場合に限る。 １　第６条に定める金融商品取引所による上場株券等の売買の停止に関する情報 ２　上場株券等又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報 ３　第６条の４第３項に定める認可会員による上場株券等の売買の停止に関する情報のうち同条第２項第２号に掲げるもの	（　新　　設　）
２　協会員は、取引所取引時間外において前項第２号に掲げる情報を知った場合には、金融商品取引所による当該上場株券等の取引開始時までの間について、当該上場株券等の取引所外売買又は媒介等による取引所外売買の成立を停止する態勢を整備しなければならない。	（　新　　設　）
（売買の停止等に係る適用除外） **第６条の３**　前２条の規定にかかわらず、会員が当該会員の海外関連会社（金商業等府令第 177 条第６項に定める関係会社	（　新　　設　）

改　正　案	現　行
である外国法人をいう。以下同じ。）との間で、当該会員又は当該海外関連会社がその顧客との間で行った上場株券等の売買に係るポジションを移管することを目的として行う当該上場株券等の取引所外売買については、これを行うことができる。	
（認可業務における売買の停止等に係る態勢整備）	
第６条の４　認可会員は、認可業務を取り扱う時間内において、第６条に定める金融商品取引所による上場株券等の売買の停止に関する情報の有無を確認できる態勢を整備しなければならない。	（　新　　設　）
２　認可会員は、次の各号に掲げる場合において、認可業務による取引所外売買を直ちに停止するために必要な態勢を整備しなければならない。	（　新　　設　）
１　第６条に定める金融商品取引所による上場株券等の売買の停止に関する情報を知った場合	
２　上場株券等又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は当該情報の内容が周知される必要があると認められる場合	
３　上場株券等の売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買を継続して行わせることが適当でないと認められる場合	
４　認可業務に係る売買システムの稼働に支障が生じた場合で、上場株券等の売買に係る認可会員の施設に支障が生じた場合等において売買を継続して行わせることが困難であると認められる場合	
５　転換社債型新株予約権付社債券について抽選償還が行われる場合で、必要があると認められる場合	
３　認可会員は、前項に基づき認可業務による取引所外売買を停止する場合には、次に掲げる事項について、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により、直ちに公表しなければならない。	（　新　　設　）

改　正　案	現　行
１　銘柄名 ２　銘柄コード ３　取引所外売買を停止する期間（売買停止日時及び売買再開日時をいい、売買再開日時が未定である場合はその旨） ４　取引所外売買を停止する理由 ５　その他本協会が必要があると認める事項	
４　認可会員は、第２項に基づき認可業務による取引所外売買を停止し、又は売買を再開した場合には、次の各号に掲げる事項を遅滞なく、本協会に報告しなければならない。 １　銘柄名 ２　銘柄コード ３　取引所外売買を停止した期間（売買停止日時及び売買再開日時をいう。） ４　取引所外売買を停止した理由 ５　その他本協会が必要があると認める事項	（　新　　設　）
（本協会による 売買の停止等） **第６条の５**　本協会は、次の各号 のいずれか に掲げる場合に おいて 、公益又は投資者保護のために必要かつ適当であると認めるときは、会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買を停止することができる。	**（売買の停止等）** **第６条**　本協会は、次の各号に掲げる場合には、会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買を停止することができる。
（　削　　る　）	１　金融商品取引所が上場株券等について売買の停止その他の措置をとった場合
１　上場株券等又はその発行者に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本協会が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合	２　上場株券等又はその発行者に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本協会が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合
２　本協会が売買等の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買等を継続して行わせることが適当でないと認める場合	３　本協会が売買等の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買等を継続して行わせることが適当でないと認める場合
３　その他本協会が必要であると認める場合	４　その他本協会が必要であると認める場合
２　（　現行どおり　）	**２**　（　省　　略　）
３　（　現行どおり　）	**３**　（　省　　略　）

改　正　案	現　行
（私設取引システムにおける空売りに係る管理態勢の確立等） **第６条の６**　（　現行どおり　） **２**　認可会員は、私設取引システムにおいて空売りを行う場合において、自社の顧客（参加会員を除く。以下同じ。）から当該空売りの注文を受けるときは、細則で定めるところにより行わなければならない。 **３**　（　現行どおり　） **（参加会員への通知）** **第 17 条の４**　認可会員は、認可業務による取引所外売買に係る第 17 条の２第１項各号及び前条第１項各号に掲げる事項を、直ちに当該認可業務における全ての参加会員に対し通知しなければならない。 **付　則** この改正は、平成 30 年７月１日から施行する。	**（私設取引システムにおける空売りに係る管理態勢の確立等）** **第６条の２**　（　省　略　） **２**　認可会員は、私設取引システムにおいて空売りを行う場合において、自社の顧客（参加会員（認可会員が行う認可業務により執行される顧客の注文を認可会員に取り次ぐことのできる会員をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）から当該空売りの注文を受けるときは、細則で定めるところにより行わなければならない。 **３**　（　省　略　） （　新　設　）

「『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則」の一部改正について（案）

平成 30 年 2 月 21 日

（下線部分変更）

改　正　案	現　行
（認可会員が空売りを行う場合の裏付けの確認等） **第２条**　認可会員は、規則 第６条の６第２項及び第 18 条第１号ロの規定に基づき、私設取引システム（規則 第６条の６第１項に規定する私設取引システムをいう。以下同じ。）において空売り（信用取引を除く。以下同じ。）を行う場合において、自社の顧客（参加会員（規則 第２条第９号 に規定する参加会員をいう。）を除く。以下同じ。）から当該空売りの注文を受けるときは、あらかじめ当該空売りに係る有価証券について決済措置（金融商品取引法施行令第 26 条の２の２に規定する決済措置をいう。以下同じ。）が講じられていることを確認しなければならない。 **２～４**　（　現行どおり　）	**（認可会員が空売りを行う場合の裏付けの確認等）** **第２条**　認可会員は、規則 第６条の２第２項及び第 18 条第１号ロの規定に基づき、私設取引システム（規則 第６条の２第１項に規定する私設取引システムをいう。以下同じ。）において空売り（信用取引を除く。以下同じ。）を行う場合において、自社の顧客（参加会員（規則 第６条の２第２項 に規定する参加会員をいう。）を除く。以下同じ。）から当該空売りの注文を受けるときは、あらかじめ当該空売りに係る有価証券について決済措置（金融商品取引法施行令第 26 条の２の２に規定する決済措置をいう。以下同じ。）が講じられていることを確認しなければならない。 **２～４**　（　省　略　）
（認可会員が空売りを行う場合の明示及び確認） **第３条**　認可会員は、規則 第６条の６第２項及び第 18 条第１号ロの規定に基づき、私設取引システムにおいて空売りを行う場合において、自社の顧客から当該私設取引システムにおいて行う有価証券の売付けの注文を受けるときは、あらかじめ当該売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。 **２・３**　（　現行どおり　）	**（認可会員が空売りを行う場合の明示及び確認）** **第３条**　認可会員は、規則 第６条の２第２項及び第 18 条第１号ロの規定に基づき、私設取引システムにおいて空売りを行う場合において、自社の顧客から当該私設取引システムにおいて行う有価証券の売付けの注文を受けるときは、あらかじめ当該売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。 **２・３**　（　省　略　）
付　則 この改正は、平成 30 年７月１日から施行する。	